

杉並区情報セキュリティ基本方針

策定日 令和7年12月1日

目次

杉並区情報セキュリティ基本方針

- 1 目的
- 2 定義
 - (1) ネットワーク
 - (2) 情報システム
 - (3) 情報資産
 - (4) 機密性
 - (5) 完全性
 - (6) 可用性
 - (7) 情報セキュリティ
 - (8) 情報セキュリティポリシー
 - (9) 住民情報系
 - (10) 内部情報系
 - (11) インターネット接続系
 - (12) 通信経路の分割
 - (13) 無害化通信
- 3 対象とする脅威
- 4 適用範囲
 - (1) 行政機関の範囲
 - (2) 情報資産の範囲
- 5 職員等の遵守義務及び違反への対応
- 6 情報セキュリティ対策
 - (1) 組織体制
 - (2) 情報資産の分類と管理
 - (3) 情報システム全体の強靭性の向上
 - (4) 物理的セキュリティ
 - (5) 人的セキュリティ
 - (6) 技術的セキュリティ
 - (7) 運用
 - (8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用
- 7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施
- 8 情報セキュリティポリシーの見直し
- 9 情報セキュリティ対策基準の策定

10 情報セキュリティ実施手順の策定

1 目的

今日、インターネットをはじめとする情報通信ネットワークや情報システムの利用は生活、経済、社会のあらゆる面で拡大している。

一方で、個人情報の漏えい、不正アクセスや新たな攻撃手法による情報資産の破壊・改ざん、操作ミス等によるシステム障害等が後を絶たない。また、自然災害によるシステム障害や疾病を起因とするシステム運用の機能不全にも備える必要がある。

さらに、昨今、国・地方公共団体・民間企業・住民の間のネットワークを通じた相互接続がますます進展していることに伴い、一つの地方公共団体の情報セキュリティ対策の不備や不適切なシステム利用が、他の地方公共団体や国の機関等の情報セキュリティにも脅威となり、その安全性や信頼性に影響を与える蓋然性が高くなっている。

杉並区（以下「区」という。）においても、区民の個人情報や行政運営上重要な情報を多数取り扱っている。また、電子自治体の構築が進み、多くの業務が情報システムやネットワークに依存している。このため、これらの情報資産を様々な脅威から防御することは、区民の権利、利益を守るためにも、また、行政の安定的、継続的な運営のためにも必要不可欠である。

これらのことと踏まえ、他に定めがあるものを除き、区が実施する情報セキュリティ対策についての基本的な事項を定めるための基本方針として、また、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 6 第 1 項に規定するサイバーセキュリティを確保するための方針として、区が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的に杉並区情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

2 定義

基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

（2） 情報システム

区の組織運営に必要な情報の収集・蓄積・処理・伝達・利用に関わるコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、データベース、ネットワーク、保管・蓄積装置、記録媒体等の仕組みをいう。

（3） 情報資産

情報システムで取り扱う全ての情報及び情報システムの開発と運用に係る情報並びに紙等の有体物としての情報をいう。

（4） 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確

保することをいう。

(5) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(6) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(7) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(8) 情報セキュリティポリシー

基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(9) 住民情報系

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第11項に規定する個人番号利用事務等に係る情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(10) 内部情報系

総合行政ネットワーク（LGWAN）に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(11) インターネット接続系

インターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(12) 通信経路の分割

内部情報系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(13) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下のものを想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の断絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 行政機関の範囲

基本方針が適用される範囲は、区長、杉並区組織規則（昭和 50 年杉並区規則第 9 号）第 7 条第 1 項に規定する本庁の部及び室、同条第 2 項に規定する室並びに同規則別表第 3 に規定する行政機関とする。

(2) 情報資産の範囲

基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

①情報システム等

②情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 職員等の遵守義務及び違反への対応

職員、臨時・非常勤職員等（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守しなければならない。また、基本方針の実効性を確保するために違反者に対しては、必要な処分等を行う。

6 情報セキュリティ対策

上記 3 の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

(1) 組織体制

区の保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

区の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 情報システム全体の強靭性の向上

情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性・利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

①住民情報系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

②内部情報系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

③インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県及び市

区町村のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(4) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室を有する場合には、それらの管理について、また職員等のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

(5) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(6) 技術的セキュリティ

情報システムへのアクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(7) 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(8) 業務委託と外部サービス（クラウドサービス）の利用

業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。外部サービス（クラウドサービス）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び発生時の損失等を分析し、リスクを検討した上で、情報セキュリティポリシーを見直す。

9 情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める情報セキュリティ対策基準を策定する。

10 情報セキュリティ実施手順の策定

情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより区の組織運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

附 則（令和7年12月1日杉並第45823号）

この方針は、令和8年4月1日から施行する。